

“井関川を  
きれいに”



## 町内建設業者・ 水道指定業者が 奉仕作業

町の建設業協会と水道指定業者協力会は6月30日、毎年7月1日から実施される河川愛護月間を前に、“井関川をきれいに”と奉仕作業を行いました。この日は、建設6社・水道3社から約30人が参加。井関橋から引野橋までの約800mの区間を各社が持ち寄った機材やダンプを使って、草刈りや空き瓶・空き缶やごみの回収などを行いました。

# お知らせ

## 特別葬祭給付金 についてのお知らせ

被爆五十周年を迎え、広島・長崎で被爆した人で、葬祭制度の対象となる前に死亡した人の遺族に対して国から特別葬祭給付金が支給されることになりました。

### 支給対象者

「被爆者健康手帳」を持っている人で、被爆された配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹（以下「配偶者等」）を、※葬祭料制度の対象となる前に亡くされている人に対して支給されます。

※葬祭料制度の対象となる前：

昭和二十年八月六日（広島）または九日（長崎）から、四十九年九月三十日までの間

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ① 被爆された配偶者等が亡くなられた際に、すでに葬祭料の支給を受けていた場合
- ② 生前に特別被爆者健康手帳の交付を受けていた配偶者等が、昭和四十四年四月一日以降に死亡されている場合

### 支給額

支給対象者（請求し認定された人）一人について一律十万円

### 請求期間

七年七月一日から九年六月三十日まで

### 請求窓口・問い合わせ先

山口環境保健所企画班  
（山口市葵 丁自五一六九） ☎ 0839-22-5111

## 大雨の災害報告は早く 国庫補助で復旧工事も

大雨で道路や河川、農地や用排水路などの災害が起きた場合、一定の要件に該当するときは国、町の補助と融資制度により復旧工事ができます。

国庫補助制度の適用を受けられる場合は、七日以内に県への報告が義務づけられています。

もし災害が発生したときには、町産業課土地改良係が建設課土木係へご連絡ください。

### 災害が発生したら…

町産業課土地改良係

☎ 65-4115

（有）2124

同建設課土木係

☎ 65-4115

（有）2121

へご連絡を

## 難病相談会

山口環境保健所では、難病患者およびその家族などを対象に難病相談会を開きます。

■日時 八月九日（水） 午後一時三十分～四時

■場所 山口環境保健所

■対象 山口環境保健所管内の難病患者およびその家族とその他希望される人

■相談内容 医師、福祉相談員、栄養士、保健婦による生活療養相談

■申し込み 希望者は事前に山口環境保健所保健指導班に申し込んでください。

■問い合わせ 山口環境保健所保健指導班 ☎ 0839-22-5111

## 戦没者等の遺族の皆さまへ

特別弔慰金が支給されます

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、戦没者等の遺族のうち、七年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族がいらない方に、特別弔慰金として額面四十万円、十年償還の国債が支給されます。

例えば、次の方などが、支給対象となります。

- ① 弔慰金の受給権を取得した方
- ② 弔慰金の受給権を取得した方が七年四月一日にいないときは、その他の先順位の方

### 申請・問い合わせ先

町住民課福祉係

☎ 65-4112  
（有）2132

— 海と鯨と人間と —

## くじら企画展

期間／ 8月3日（木）～8月27日（日）月曜日休館。ただし、8月14日は開館

会場／ 山口県立山口博物館

入館料／ 大人…610円 高・大学生…410円 小・中学生…200円

問い合わせ／ 山口県立山口博物館 ☎ 0839-22-0294

山口県発注の物品製造請負、  
買い入れなど

### 指名競争入札 参加資格審査

県では、七年十月一日から  
九年九月三十日まで県が発  
注する物品の製造の請負や買  
い入れ、借り入れ・売り払い  
の契約に係る指名競争入札に  
参加する者に必要な資格審査  
申請の受付を、今回から新た  
に「物品の借り入れ」を追加  
し、次のように実施します。

■資格審査追加項目 県が発  
注する（コピー機などの物  
品です）に賃貸借契約を締

結している者、または新た  
に賃貸借契約を希望する者  
が対象）

■申請書受付期限 七年八月  
十一日（金）まで

■申請書の請求・提出先

### 山口県出納局用度課

〒753 山口市滝町一—  
☎0839—33—3956

※書類の請求は、百二十円  
切手を貼った返信用封筒を  
うえ、山口県出納局用度課  
へ直接申し込んでください。

■登録有効期間 七年十月一  
日から九年九月三十日まで

### 盆踊り講習会

今年も盆踊の季節が近づき  
ました。各地区でもいろいろ  
と企画、検討されていること  
と思います。少しでもお役に  
立てればと、阿知須夏祭り  
実行委員会と阿知須レク  
リエーション愛好会では、次  
のように盆踊り講習会を開き  
ます。

■日時 七月二十五日（火）午  
後七時三十分～九時／八月  
一日（火）午後七時三十分～  
九時

■会場 阿知須中学校体育館  
（体育館シューズ等をご用意

意ください。）

■盆踊り内容 あじす町民音  
頭・Ｑちゃん音頭・しん  
ちゃん音頭・ドラえもん音  
頭（曲目は都合により変更  
することがあります。）

■指導者 阿知須レクリエー  
ション愛好会会員

■問い合わせ 阿知須レク  
リエーション愛好会事務局  
浅利文一（☎65—252  
5）



8月は道路を守る月間です  
みんなが使うみんなの道路  
みんなで大切にしましょう

道路に空き缶やごみを捨て  
ないようにしましょう

道路に置看板、商品、自転  
車などを置かないようにし  
ましょう

道路に看板、日除け、工事  
用借囲などを設置する場合  
は、道路管理者の許可が必  
要です

### 建設省／山口県

阿知須町（建設課）

☎65—4115  
（有）2121

## 育児相談 離乳食教室

■日時 8月1日（火）午前10時～11時  
■場所 町役場保健室  
■内容 ①離乳食の展示・試食 ②栄養指  
導・相談 ③身長、体重計測

## 自学・自習団体ガイドブックを発行 掲載希望団体は7月31日までに連絡を！

町教育委員会では、いま「ひとり一学習・一  
スポーツ・一趣味・一奉仕・一健康」をキャッ  
チフレーズに生涯学習の推進に取り組んでい  
ますが、このたび、団体の活動状況を広く紹  
介・提供するとともに、町民のみなさんの学  
習意欲を高め、また団体間の交流に役立てて  
いただくことを目的として自学・自習団体ガ  
イドブックを発行することになりました。

公民館・体育センターを使用している団体  
には、現在調査表をお送りしていますが、こ  
のほかに広く町民を対象として現在活動して  
いて、ガイドブックに掲載を希望する団体  
（芸術・文化・スポーツなど）がありましたら、  
7月31日（月）までに町教育委員会生涯学習  
課までご連絡ください。

なお、ガイドブックは、町民のみなさんに  
広く活用していただくため、町内全戸に8月  
下旬、配布する予定です。

### 問い合わせ

### 町生涯学習課

☎65-2022 有線4892

7月は

## 河川愛護月間

“わたしたちの川をきれいにしよう”

# 県職員採用試験

(船員・作業療法士・看護師)

県では、県職員(船員・作業療法士・看護師)の採用試験を次のとおり実施します。

試験区分	受験資格	採用人員	採用試験	合格者発表 採用内定
船員(航海)	昭和44年4月2日~51年4月1日生まれ/3級海技士(航海)資格所有者若くは8年4月に当該免許取得見込み者	1人程度	●日時/10月16日(月) 受付:午前8時30分~ 試験:午前9時~ ●場所/県庁10階 漁業調整委員会室(☎0839-33-2036) ●試験内容/教養・作文・口述試験、適性検査	●合格発表 11月下旬 ●採用内定 12月中旬
作業療法士	昭和35年4月2日~50年4月1日生まれ/作業療法士免許所有者若くは8年4月までに当該免許取得見込み者	1人程度	●日時/10月16日(月) 受付:午前8時30分~ 試験:午前9時~ ●場所/県庁10階 漁業調整委員会室(☎0839-33-2036) ●試験内容/教養・作文・口述試験、適性検査	●合格発表 11月下旬 ●採用内定 12月中旬
看護師	昭和35年4月2日~51年4月1日生まれ/看護師免許所有者若くは8年3月までに当該免許取得見込み者	1人程度	●日時/10月16日(月) 受付:午前8時30分~ 試験:午前9時~ ●場所/県庁10階 漁業調整委員会室(☎0839-33-2036) ●試験内容/教養・作文・口述試験、適性検査	●合格発表 11月下旬 ●採用内定 12月中旬

■受付期限 10月3日(火) ■受験手続 受験申込書に必要な事項を記載し、県総務部人事課人事班に提出してください。なお、郵送の場合、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。また、受験票には、氏名・職種を記入し、所定の箇所に写真(縦6.0cm×横4.5cm)を貼って、試験当日に持参してください。

## 受験案内・申込書の請求・問い合わせ

山口県総務部人事課人事班 ☎753 山口市滝町1-1 ☎0839-33-2036

8日	6日	8月1日	31日	30日	29日	28日	27日	26日	催しもの
後1時30分) (社会福祉センター、	第37回子ども会スポーツ大会(干拓グラウンド、前8時30分) ネイチャーズキャンプ(ときわ湖畔北キャン	前10時) 離乳食教室(役、前10時) 育児相談(役、前10時) A J I S U きやたま俱樂部(休、後7時)	ふるさとの星空ウォッチング講習会(役、後2時)	THE魚 あじすの川まつり(井関川船渡橋周辺、前8時30分)	ふるさとの星空ウォッチング講習会(役、後2時)	市常盤公園、前9時) なかよし読書会(宇部日まで) 高齢者教室(公、後1時30分)	海に親しむ水泳教室(千鳥ヶ浜、後1時、28日まで) 高齢者教室(公、後1時30分)	ヘルシークッキング(公、前9時30分)	

<p><b>可燃ごみの収集日</b> [町内全域] 月・水・金</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>2</td><td>4</td><td>7</td><td>9</td><td>11</td><td>14</td><td>17<small>(休)</small></td> </tr> <tr> <td>18</td><td>21</td><td>23</td><td>25</td><td>28</td><td>30</td><td></td> </tr> </table> <p>■正規の収集日が祝祭日のときは変更しています(変更した日に曜日を書いています) ■</p> <p><b>不燃物ごみの収集日</b> [町内全域]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>■ビン・ガラス類 [第1・3木曜日]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>3</td><td>17</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%;"> <p>■空缶・鉄類 [第2・4木曜日]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>10</td><td>24</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	2	4	7	9	11	14	17 <small>(休)</small>	18	21	23	25	28	30		<p>■ビン・ガラス類 [第1・3木曜日]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>3</td><td>17</td> </tr> </table>	3	17	<p>■空缶・鉄類 [第2・4木曜日]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>10</td><td>24</td> </tr> </table>	10	24	<p><b>ごみの収集日</b></p> <p>ごみを出す時間 前日午後5時~当日午前8時</p> <p><b>8月</b></p> <p>町指定ごみ袋の販売先 町役場保健衛生課・各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長(一部)宅</p> <p>清掃センターへのごみの直接持ち込み 持ち込みができる日/月曜日~土曜日 [祝祭日は出せません] 持ち込みができる時間/午前8時30分~正午・午後1時~2時</p>
2	4	7	9	11	14	17 <small>(休)</small>															
18	21	23	25	28	30																
<p>■ビン・ガラス類 [第1・3木曜日]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>3</td><td>17</td> </tr> </table>	3	17	<p>■空缶・鉄類 [第2・4木曜日]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>10</td><td>24</td> </tr> </table>	10	24																
3	17																				
10	24																				

訂正とお詫び 広報7月号6ページの「乳幼児・母子福祉医療費 受給者証の更新」の記事中、福祉医療制度の対象になる人の要件で、乳幼児・母子医療ともに「6年度の町民税所得割」とあるのは「7年度の町民税所得割」の誤りでした。訂正しお詫びいたします。